

平成23年度 第1回 岡山県ハンセン病問題対策協議会 議事録

平成23年8月26日(金) 14:00~15:25

ピュアリティまきび 2階 エメラルド

1. 開会

(事務局)

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ただ今から「平成23年度第1回岡山県ハンセン病問題対策協議会」を開催いたします。初めに岡山県保健福祉部長からご挨拶させていただきます。

(挨拶・保健福祉部長)

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また平素からハンセン病問題対策をはじめといたしまして、本県の保健福祉行政にご協力を賜りまして、感謝申し上げます。このハンセン病問題対策協議会は平成14年に立ち上がりまして、今年で10年目ということでございます。その間、皆様からいろいろとご意見をいただき、ハンセン病問題について正しい知識の普及啓発によりまして、偏見・差別を解消していくということも念頭におき、再びこのようなことを起こさないということも考えながら、様々な施策に取り組んでいるところでございます。本日の協議会におきまして、今年度の事業の実施状況及び計画のほか、様々な内容につきましてご議論いただきます。特に「入所者」という表現につきまして、前回の会議で適切かどうか、他の表現がないかというようなご議論もいただいたときいておりますので、そういったものにつきまして、新たな定義といたしますか、用語を考えていただく予定です。それから、社会復帰支援員の活動につきましても、現状、活動状況及び課題などについて議論いただきまして、今後のあり方というのも本日ご議論いただく予定としております。ぜひ忌憚のないご意見をいただきまして、この会議が成果あるものとなりますことをお願い申し上げます。私のご挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

(事務局)

本日、国会議員自由民主党の逢沢一郎先生よりメッセージをいただいておりますので、お知らせいたします。後ほどご覧いただきたいと思います。

それでは、協議会会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2. 議題

(挨拶・会長)

それでは、23年度の第1回岡山県ハンセン病問題対策協議会を開催させていただきます。春にも申し上げましたように、東日本では非常に大きな出来事がありました。いろいろ報道を聞いていますと、よく反芻しない言葉がいろいろな人達を傷つけているということも現実としてあるわけです。前回お話しさせていただきましたが、「はじめに言葉ありき。言葉には魂があった。」という、昔からの言葉もあります。私達が何気なく使っている一つ一つの言葉、この言葉が実は何気ないものであっても人を傷つ

けることがあるという結果も現実にはあるわけです。それは、何も特定の領域ではなく、我々の生活する全ての領域において、人を知らず知らずのうちに傷つけていることもあります。また、生活の中で、その言葉に何気なく、あたり前のように慣れ親しんでいる人たちもいるかもしれませんが、もう一度人権ということをしっかりとらまえ、本当にその言葉の持つ意味は何かということを考える生き方があっていいのではないかと思います。私達が人と関わる場合に、本当に相手のことを思いながら物事を進めたり、話したりする。そういう生き方が、今後の人権を大事にするという生き方の中で大切なものになるのではないかと思います。それぞれが自分の良心に照らし合わせて、「自分の良心」というのは、自分にとってのもの、相手にとっての自分というものもありますから、相手の気持ち、相手の生き方、自分の生き方と照らしながら、その人がその人らしく生きられる、そうした使い方をすることが実は大切なのではないかと思います。私の領域は福祉の領域ですが、その中で大事なことはノーマライゼーションであるとか、リハビリテーションという言葉があります。特にリハビリテーションというのは、身体が機能するということがあります。失った機能をもう一度回復するということが元々の語源であります。やはりそうした、我々が失ってはいけない大事な言葉ということも、今後吟味していく必要があるのではないかと思いますので、それぞれが本日、そういう時間が取れたら幸いではないかと思います。

いろいろ思うことを述べさせて頂きましたが、本日の会議は、折角のこうした人の権利、生き方を保障する働きをする会議でありますから、みなさん忌憚のないご意見を交わしながら、それぞれの生き様として捉えていけたらと思います。長いあいさつになりましたが、どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について

(会長)

それでは、議題に入ります。まず、平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況についてです。健康推進課での取り組みについて、ご説明をお願いいたします。

(委員・健康推進課)

<平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について説明：略>

(会長)

ありがとうございました。それでは、教育庁の取り組みについて、説明をお願いします。

(委員・教育庁人権教育課)

<平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について説明：略>

(会長)

ありがとうございました。それでは、人権施策推進課の取り組みについて、説明をお願いします。

(委員・人権施策推進課)

<平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について説明：略>

(会長)

ありがとうございました。それでは、保健福祉課の取り組みについて、説明をお願いします。

(委員・保健福祉課)

<平成23年度ハンセン病問題対策事業実施状況について説明：略>

(会長)

それでは、社会復帰支援員の活動について、当協議会のオブザーバーとして参加していただいております社会復帰支援員から御報告をお願いします。

(支援員)

23年度上半期の社会復帰支援員の活動につきましては、4月から7月まで愛生園は延べ22件、光明園で延べ20件、社会復帰者へは延べ7件でして、合計延べ48件の個別面接を実施しております。両園とも一部の、本当に決まった方への訪問というのが定着しております、ゆっくり1時間半、2時間という形でお話しを伺うような形になっております。社会復帰支援員という役割ではなくて、ゆっくり話しを聞いてくれる人の存在が求められているという感じを受けながら、活動しております。簡単ではありませんが以上です。

(会長)

ありがとうございました。それぞれの委員からご説明を頂きましたが、何かご意見とか、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

意見でも、質問でもないですが、「長島は語る」をホームページで公開をしていただいて、これは非常に良かったと思っています。19年に前編が、21年には後編が出版されました。公的機関へお配りしたり、メディアの方にも配ったりしたのですが、部数の関係で、ぜひ見たいという個人にまで渡らなかったということがあります。出来るだけCDで渡したりしたのですが、限界がありました。ホームページで公開されたことで、簡単に「みんなで描く一つの道」から入っていける。それから「ゆいの会」のホームページでも公開されたということで、そこから入ったという連絡があったものもあります。非常に反響があったと思っています。どうしても、CDを入れて読み込むよりは、インターネットで見れば手軽に簡単に見られますから、いろいろ歴史の研究会などでも反響があります。一つには、未公開のハンセン病問題についての資料がしっかり公開されたということで、証言と併せて、ハンセン病問題を考える上で非常に役に立つという意義。二つ目は、ああいった資料が出てくれば、啓発や教育に非常に大きな意味があるのではないかとあります。もう一つは、いろいろ広い立場でこの資料を公開してもらったということ。どういう意味かといいますと、いわゆる国の隔離政策の責任の追及というのは大事なわけですけど、それだけではなくて、長島大橋の出来ていく過程ですとか、あるいは入所者の生活を昭和の初めから追っていった点や、あるいは患者作業の問題など、いろいろなことが資料として、広い立場で出てきたということ。教育とか文化については、今までそれを専門でされている方については、入所者のうち多くの方が詩とかあるいは俳句とかいろいろな活動をなさっていたことを知った人はおられますが、やはり限界があるわけです。そのようになりいろいろな視点から資料を公開したということ。最後には、やはり他の都道府県がやろうと思えばモデルになるのではないかと、他がやっていないですから。HPで公開をして手軽に見に行くということは、それだけ風化を防いでいくこと、そして、この人権問題からいろいろなことを学んでいく上で、HPで公開していただいて非常に

良かったと、そんなことを思っております、ぜひ言っておきたいと思って申しあげました。

(会長)

ありがとうございました。その他、ご意見ご質問等ないでしょうか。

(委員)

DVDの販売ですが、いくらで販売されているかわかりますでしょうか。DVDの販売を委託しているとのことなのですが。

値段にもよるが、ただ置いておくよりも、例えば利用に積極的な学校に配付するか。会社から購入する必要がありますが。

(事務局)

学校で利用される場合には、健康推進課から貸し出しをしています。

値段は、「正しく理解するために」が3,000円で、「今私たちができること」が1,000円です。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございました。今のご質問のように、9枚はちょっと寂しい。

(事務局)

委託先での販売は、今年度これだけということです。このほか歴史館でも販売しておりますが、この数には含まれておらず、これだけが全てというわけではありません。

(委員)

22年度実績として「正しく理解するために」は50枚。「今、私たちができること」は20枚の販売実績です。

(会長)

ありがとうございました。まだ、お時間がありますので、どなたでも結構ですが、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

質問ですが、県、あるいは教育委員会から愛生、光明園へ来られるとき、前もっての学習というのはあるのでしょうか。と言いますのは、7月末に来られた際、学校の先生だったと思うんですが、「ハンセン病が治ると始めて知りました。」ということをおっしゃりまして、今頃こんなことを言っている人がいると思って、ちょっとびっくりしたんですけども。そういう前もっての学習というのは、やっておられないのでしょうか。例えば、他の団体で大阪から来られる際、バスの中でビデオテープを見て、学習しながら来るといったことがあるんですが、今回そういうことが初めてありまして、ちょっとびっくりしたんですけども。そういうことは、どうなっているのでしょうか。

(委員)

当然、我々、保健福祉部としてはハンセン病問題の対策を業務としてやっておりますので、ハンセン病問題に関する基礎知識は、当然職員として持つべきところでございます。訪問に際しては、改めてわずかな時間ではありますが、バスの中でパンフレットを配ると同時に、DVDの視聴により、直前の学習というのをさせていただいております。

(委員)

そうですか。その割に来られる先生はね。

(会長)

ありがとうございました。委員のご意見、非常に大事なご発言でして、何かを学ぶということは、その前に必ず予習をする。学んだ後は、必ず復習をする。これがなければ駄目だと思います。特に体験を勉強することは、それぞれ一人一人の思いで帰ると主観的なものになってしまいますから、みんなで話し合いをして、客観性を持った理解に努めて頂きたいと思います。そういう意味で、委員、ありがとうございました。

我々の大学もそうですが、1コマの授業をするためには、事前に最低1コマ分の予習をします。その後、1コマ分の復習をするというのが、国が示した1単位ということですから、そういう意味では、基本的に事前学習、実施、事後学習というものは欠かせないものであると私も理解しております。ありがとうございました。その他、ご意見はないでしょうか。

(2) 前回協議事項について

(会長)

それでは、次に移りまして、前回協議事項についてですが、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

前回3月22日に開催をさせていただきました、当協議会におきまして、「時代が変わっている中で、療養所で生活されている方々をこれからも、『入所者』とお呼びするのはふさわしくないのではないのでしょうか。」というご意見をいただいております。また、今後、どうお呼びするかということについて、「決定に際しては当事者である園で生活されている皆様に、議論して決めていただきたい」ということになっておりました。そこで、こういったご意見をふまえて、各自治会に対して、「どうお呼びするのがよろしいのでしょうか。療養所で生活されている皆さんでお話をしたいです。」というお願いをしていたところです。「『入所者』という言葉、入所の持つ意味を今一度考えていただいて、例えば『生活している方』という使い方などは、いかがでしょうか。」ということをお願いをしております、本日のこの議題を提出させていただきました。

(会長)

ありがとうございました。事務局から愛生園、光明園の自治会あてにお手紙を出していただいているということですが、その自治会での協議結果について、それぞれご説明をいただくと非常にありがたいのですが、まず愛生園自治会からお願いできますでしょうか。

(委員)

長島愛生園の自治会では、この呼び名ということ、生活者、利用者、生活してる方ということ、この会長からのお言葉をいただきまして、執行委員会の中でいろいろフリートキングというような形で検討いたしました。この三つの呼び方については、愛生園自治会では、「あまりそぐわないな。」ということでした。言霊と言われておりましたが、私たちは、これから以後もやはり愛生園入所者として、県、市及び国へ要請していくことがあるということで、現在のままでいいじゃないかという発言がありました。いろいろございましたが、本当に今までの『島の人』とかと違って、今のままでいいんじゃない

いかということが発言されまして、そのことを愛生園自治会の答えとして今回の席上で報告するよということになりましたので、報告させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。それでは、光明園自治会からよろしく願いいたします。

(委員)

光明園につきましては、執行委員会で3回諮らせていただきまして、3日前の執行委員会にも再々度提案しました。光明園の自治会では、具体例の中の「生活している方」ということで一応は決定しておりましたが、『入居者』または『居住者』という形で、再度提案させていただきまして、『入居者』は入って住んでいる方、『居住』は都会に住むという意味がありますので、『入居者』という形で提案しましたが、やはり最初の『生活している方』という呼び名にさせていただきたいと執行委員会では決定しております。

(会長)

ありがとうございました。それぞれ自ら生活をしておられる方が、自らお決めになった言葉ということで、受け止めていくこととなりますが、委員の皆様でお感じになったこともお聞かせいただいたらいいのではないかと思います。この三つの言葉というのは、前回の会議の時に例えばということでお示したもので、生活している者として一番馴染みがある言葉というのがよいのではないかと私は思います。いろいろ交渉したり、行政に文書を出すときには、「入所者」といった一番理解されやすい言葉でいいのではないかと思います。いずれにしても、それぞれの方が自己決定されたことに対して、何も言うべき言葉は持っておりませんが、人権という観点からすると、“言葉”というものは生きておりますから、今この言葉が良いと思っても、また先には変わるかもしれません。そういう意味で言葉には命がある、魂があると申し上げているわけです。実際に、私は、当事者の方の歴史であるとか、いろいろな意味から考えまして、やはり本当に実態に即した言葉というものを考えていかなければならないのではないかと思います。そういうことをここだけの話ではないと理解しておかなければ、人権そのものを語ることはできません。皆さんの意見を伺うと言いながら、また勝手に一人でしゃべってしまいましたが、どなたか、私はこの様に考えているという点がありましたら、お聞かせいただけたら有り難いと思います。

(委員)

一応弁護士という職業は、人権の擁護が任務でもありますので、そういう観点から前回の問題提起以降、考えさせていただきました。それで、『入所』という言葉が、一般的にどうゆう形で使われているかということ調べてみたのですが、『入所』という概念には二つの意味があって、一つは刑務所に入るとか、入る段階でのことを表現するというで『入所』という言葉があります。例えば、同じ施設であっても刑務所に入るのは入所、ハンセン病の療養所も入所ですが、出るときは療養所の場合は退所、刑務所の場合は出所ということで、入るときと出るときようすが違うのですが、そういう入る、出るという側面に着眼した概念で『入所』が使われる場合がある。もう一方の用語として、福祉施設とか「所」がつく施設の中にずっと滞在するという側面に着眼した言葉として『入所』という言葉があって、その対義語は、外から通う通所です。ですから、ハンセン病の療養所の場合の『入所』は、後者の施設内に滞在することに着眼した用語だと思います。ただ、用語の意味から考えると、そういうことなのかなという気も

するのですが、きっと会長がいろいろ違和感を感じられるのは、例えば刑務所なんかの施設のときに『入所』と使ったり、入る経緯に着目するとそれが法的に強制を伴う形で入るというような意味で、処置入所とか強制入所とかそういう言葉もあったりするので、特に入所というところからそういうイメージ、ニュアンスが捉えられやすいという響きがあると思います。一方、ハンセン病の療養所の歴史で考えていくと、例えば今、全療協という呼び方をしますが、昔は全患協といい、患者という呼び名でした。これが長い歴史の中で、むしろ克服したという形で入所者と言う用語が生まれてきた歴史があったりして、愛生園自治会の協議結果は、そういう歴史からすると、むしろ入所者という言葉が発展した言葉、克服した言葉として、登場した側面もあるので、直ちにそれを改めるのに多少違和感があるというのもそうなのかなという気がします。

(委員)

私も、確かに会長ご指摘の言葉の持つ言霊というか、それは常に感じる場所があります。例えば、人権施策指針で『子ども』という言葉があります。昔は「供」という漢字を使っていたんですね。ところが、子どもの権利条約などが普及する中で、この20年ぐらいで、こういう平仮名の「ども」を使っている様な歴史があります。また、『障害』というという言葉がありますが、これも弁護士会の中ではひらがなで「障がい」として使っています。やはり、元々の用語の意味と現在使っている意味とでは、多少意味が違ってきて、それで歴史的な側面もあるのですが、特に人権問題を考えるにあたっては、その言葉の持つ歴史性とか、歴史の変化に対応する形で表現を変えていくということは常に問題になるので、私は、当然愛生園と光明園の皆さんのご議論を尊重すべきだと思うのですが、我々も果たしてそういう言葉の使い方がどうなのかということを考えるのは非常に大切なことだと思いますので、私ももし本当に適切な言葉があればですね、別の表現にされた方がいいのではないかと個人的には考えました。ただ、じゃあ何が適切なのかということは、ちょっとなかなかしっくりきません。それが、きっと愛生園での議論で感じられたことなのではないかという気がしました。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

議論の中でもう一つ出てきたのは、ハンセン病を患った方という言い方がありますが、これはなくした方が良くはないか。結核が治った人がいつまでも結核を患った人という言い方をするのかどうか。そこがどうなっているのだろうか。ごく普通に治ったのであれば、もう治ったとそういうことでいんじゃないかという話がこの時にできました。

(会長)

ありがとうございました。その通りだと思います。元何々という患者さんはいないので、去年私はインフルエンザにかかりましたが、元インフルエンザにかかった人なんて誰も言わないわけで、その人の固有の名前があるわけですから、そういう言い方がいいのではないかと思います。しかし、そこの施設を利用するに至った背景を考えたときに、ご本人が望んで使うというような経緯ばかりではないと思います。むしろ、強制的にそこへ入れられたとすれば、入所という言葉は、いわゆる「入る。出る。」の往復ではないと思うわけです。私達は、福祉の現場で施設にいましたら、特にそういうことを

考えて、施設というところも本当に自分から望んでそこへ行ったということばかりではありません。ある程度いろいろな政策的なものもあろうし、家庭的なこともあろうし、本人は家の方が良かったのにとということもありまして、そういう反省を踏まえて、言葉というものは大事にしないとイケません。この議論を通して、言葉というものの大事さということと、言葉は生きていて変わっていかなければならないということもご議論いただけたとすれば、非常に人権を考える大事な契機になったのではないかと私は感じております。しかし、何を言っても皆さんがお決めになった言葉で、それを使ってほしいということであれば、それを尊重しなければいけないと思います。何も言葉を統一してどうこうしようということではないのだということが、ここでの議論ではないかと思えます。それぞれの有り方で良いのではないのでしょうか。ただ考えてみたのですが、特別養護老人ホーム等でご高齢の方が、〇〇ちゃんと呼び合っていて、実習生も〇〇ちゃんと呼んでいる。実習生に注意すると「本人達が〇〇ちゃんと呼び合っているのだからよいのではないか。」ということをするのですが、それはある意味そこで飼いや馴らされてしまったという、そういう事もあるのではないかと考えたときに、その人の尊厳が保てる言葉、そういう言葉というものを極力我々は考えていかなければいけないのではないかと思います。学生が実習の報告会をしたときに、65歳を過ぎて施設に入って、それまで社会の中で第一線でがんばっていた人が、「正臣ちゃん」と言われたらどうするんだと、僕は施設を利用するときに若い二十歳ぐらいの職員が「正臣ちゃん」と言ったら履いていたスリッパをぬいで頭を叩くぞ、よく考えてみると、言ったことがあるのですが、極端ですが、どんな状態であろうが、その人の尊厳を侵すような言葉を使ってはいけないのではないかと思います。本当に議論ありがとうございました。やはり一人一人が主役で、一人一人が大切にされる、そういう呼称の問題は、非常に大事なのではないかと思います。今後ともいろいろな面で、何かご検討いただけたらありがたいと思います。県のトップの皆さま、それぞれのお言葉でお手紙とか案内状等を発送していただけたら有り難いと思います。本当にありがとうございました。ご迷惑お掛けいたしました。

(3) ハンセン病療養所入所者等社会復帰支援事業の見直しについて

(会長)

それでは、続きまして次の議題ですが、入所者等の社会復帰支援事業の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。社会復帰支援事業についてですが、社会復帰支援員の方々からご意見を頂いております。「最近では社会復帰の要望もなく、利用者も限られていることから、社会復帰支援員としての本来の活動があまり出来ていない状況であるということ、それから、活動の方も今年度で10年という区切りの年を迎えるということから、支援員としての活動は今年度末を区切りとさせていただきたい。」といった申し出を受けております。支援員としての活動につきましては、療養所両園へ出張していただいている相談、退所されている方の訪問等を実施していただいております。当該事業は、ハンセン病問題対策事業としての社会復帰支援事業も含めまして、平成14年の岡山県の「ハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提言を受けて実施しておりますので、当協議会におきまして、この事業の今後のあり方を含めましてご協

議いただきたいと考えております。

(会長)

そのような経緯があったということですが、支援員活動の現状と今後の方向性について、支援員からお話しをお願いします。

(支援員)

よろしく願いいたします。私どもは、平成14年3月の提言を受けまして、岡山県医療ソーシャルワーカー協会として、同年7月に県に対して、私達が支援員として活動させていただきたいということを申し入れました。各病院にいるソーシャルワーカーが登録をして、リレー方式で交替で支援員としての仕事をやらせていただきたいというようなことを申し入れまして、了解いただき、県から委嘱を受けて現在に至っているということです。平成14年7月から活動を始めまして、平成22年3月までで合計103人の方に関わらせていただいています。その中で現在、だいたい25人ぐらいの方が亡くなっています。社会復帰をされた方は、私達が関わって外に出られた方が、10人となっております。社会復帰に関わらせていただいた数は非常に少ない状況です。「社会復帰するには遅すぎたよ。」という声をいただきながらも、頑張って社会交流という形で、これも社会復帰ではないかと、今まで活動をさせていただきましたが、先ほどの活動報告でもありましたようにお話しを聞かせていただくというような形の方向に変わってきています。園全体が皆さんもご存知のとおり、高齢化が進んで、入所者の方の行動範囲だとか、動きが非常に少なくなってきました。本当に静かになっております。最近の傾向は、もう社会復帰や社会交流というニーズも本当になくなってしまって、社会復帰支援員に求められている役割が、居室に訪問してお話をゆっくり聞かせていただくということにシフトしてしまっています。お話を伺わせていただくという支援は、心のケアとして本当に重要な形だと思うのですが、このままずっと県から支援員として委嘱された形の仕事を継続してよいのだろうかということで、会員全体会議を何回か開きまして検討しました。社会復帰支援員として活動する中で、私達と話をした社会復帰をしたような気分になれるというようなことを言うくださる方も結構おられて、こういった思いの方に後押しされて10年間、ここまで来たわけですけれども、そろそろ支援員としての活動というのは終了させていただけたらと提案させていただきました。今後の課題・展望としましては、このまま全く辞めてしまうということではなく、両園への関わりは今、ハンセンボランティア「ゆいの会」というのがありまして、今までの傾聴的な関わりというのは継続したいと考えまして、「ゆいの会」でこのまま傾聴的ボランティアというような形で継続して、「ゆいの会」の活動に入れてもらえないだろうかということを提案しております。もともと「ゆいの会」というのは、支援員では支援しきれない個別の対応、生活に密着した支援、買い物への同伴だとか、外食の同伴だとか、旅行の付き添いとかそういったことを個別に対応するために、弁護士や社協の職員や私達ソーシャルワーカーと一緒に立ち上げた会で、今7～8年が経とうとしています。今まで支援員としてやってきた個別の対応もこういった形で「ゆいの会」に入っていくことで、個別の対応が可能になるのではないかなというふうに思っています。こちらの方にシフトできたらと展望しております。皆様のご協議をお願いします。

(会長)

ありがとうございました。今、支援員からご説明をいただきましたが、それぞれの自

治会の考え方はいかがでしょうか。今回は、光明園自治会からお願いします。

(委員)

現在、光明園では入所者数 175 名でございます。喜寿、77 歳以上は、175 名中 150 名です。70 歳から 76 歳までは 17 人で、63 歳から 69 歳までが 8 名でございます。今、社会復帰をする見込はゼロに近いと思います。こういう形で支援員が述べられたようにソーシャルワーカー協会として心苦しいような言い方をされておりますが、今後「ゆいの会」と入所者が密着したような形の支援をこれからも続けていただけたらと執行委員会では考えております。それには県もある程度、ご支援いただければと思っております。

(会長)

ありがとうございました。それでは、愛生園自治会からお願いします。

(委員)

愛生園は、この支援員の方々の提案、下話のような形でありましてから、いろいろ検討しまして、それから相談もしたのですが、実際にお相手をしていただいている人たちの顔ぶれというのは、本当に不自由者棟であったり、出歩けないような人達がほとんどで、社会復帰とはほとんど縁遠いというようなことで、かえって来ていただくことが気の毒だという感じでございます。今まで、法改正されてから 60 名程社会復帰していますけれども、そのうち県内へ復帰された人が何人かおります。その方々への援助というのはいくらかあったようですけれども、その程度で、解放されることも、こういうことが実施されることも非常に遅くて、高齢になってからこういう方向でやっていただいたということで、非常に残念ですけれども、ここで打ち切っていただくということもやむを得ないということになりました。現実にはみなさん方、月に 2 回来ていただいている、言っては失礼ですけど、本当に時間の無駄になっているような、そんなことさえ思えることがあります。せっかく来ていただいているのに、何も気持ちのいい仕事が出来ないということは、本当に悲しいことだと思います。今回打ち切られるということもやむを得ないだろうと、今後はボランティアでというお話しですけれども、木曜日ですか、ボランティアの方が来られて病棟へ長期入院している人達と一緒にサンルームで遊ぶという交流をするような会が最近始まったところです。これは看護科が中心になってくれておりまして、それにもいろいろな方が参加してくれております。今後、園長先生も力を入れてくれると思いますが、南棟というところの屋根に人工芝でも張って、そこでみんなが遊べるようにというような、そのような形で準備しようということにしております。そういうのができますとまた、皆様方に来ていただいて、病棟へ長期入院している人たちが、そこでボランティアの方々とお茶を飲んだり、歌を歌ったりということが出来る場所ができればとそのように思っています。そういう機会にまた来ていただくのを私達は願っているところです。以上です。

(会長)

ありがとうございます。何か他にご意見がありますでしょうか。

(委員)

両園については、自治会が代表して議論してくださっているのですが、退所者についてはどうのお考えなんでしょうか。

(支援員)

退所者の人達もですね、だんだん高齢化とか障害の状態が深まっていて、入退院した

りされているわけですが、やはり一人暮らしをされているのと、カミングアウトされていないので、なかなか支援の仕方が難しいですが、理解いただいておりますので、定期的な家事援助など、法的なサービスに繋げて、バトンタッチが出来たらと思っています。

(会長)

これに関連して何かご意見ございますでしょうか。

(事務局)

退所者の方につきましては、介護サービスの利用ができるような年齢、状況になってきております。そこで、ご本人のご了解を得られれば、介護サービスの利用にも繋げて支援していけたらと考えております。それから、介護サービスの利用の必要ない元気な方もおられますので、そういった方につきましては、見守り支援等を含めまして、いざ何か、例えば病院にかかる様になったりとか、困った時にすぐ身近で相談できるような窓口、県で言いますと最寄りの保健所とか、そういったところへきちんと顔繋ぎをしておいて、いざ何かあれば相談してすぐに支援を求められる状態の確保をしておきたいと考えております。

(委員)

「ゆいの会」というのは、ハンセンボランティアという形でございます。それで、ソーシャルワーカー協会（社会復帰支援員）との合同で両園の入所者のご面倒をみていただくということになりますと、ボランティアとして県で助成金なり、出しづらいというような形になろうかと思えますけど、そこをなんとかお考えになって、助成金を出していただきたいと思えますので、よろしくご検討をいただきたいと思えます。

(会長)

ありがとうございました。そのほかご意見いかがでしょうか。

(委員・健康推進課)

今、委員からご意見をいただきましたが、我々としましても、本当に「ゆいの会」の活動というものは非常にかけがえのない、いい活動をしていただいていると思っています。お互いに人を大切にする取り組みが世の中に普及していくというのは非常に望まれるというか、このハンセン病問題から人を人として大切にすること、人権ということをちゃんと理解して人権感覚をみんなが身につけて、お互いに人を大切にする社会を作っていくという取り組みへ向けての「ゆいの会」の役割、その発展というのは我々も応援したいと考えております。予算付けということについては、すぐにお答えできないですが、ぜひ我々としても同じ方向を向いて進めるように今後検討していきたいと思っています。

(委員)

よろしくお願ひします。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

今、委員からもいろいろ援護射撃をしていただいて有り難いと思うのですが、「ゆいの会」で、今回、社会復帰支援員が終了する方向だということを一応議論しました。さきほど支援員から報告されたように、なるべく「ゆいの会」で担える役割は担ってい

たいと思います。愛生園のふれあいボランティアという形で、押しかけて行ってそこで談話をしたり、お話しをしたりするというようなボランティアの取り組みも始まりましたので、なるべくボランティアで今まで支援員が果たされた役割を担っていきたいという議論もしております。

(委員)

支援員の方もそのボランティアに何名か参加していただけるということですか。

(支援員)

そうですね。全員とはいかないですけども、半分ぐらいはいけるかと。

(委員)

そういう話もありますので、今後ちょっとスタイルが変わりますけれども、担っていきたいと思っています。

(会長)

ありがとうございました。いろいろ両自治会からのご意見、その他、ご意見等々を勘案いたしまして、今後はニーズも変容してくるのは当然のことでもありますから、そのニーズに合った形での活動を展開していただければ良いのではないかと思います。よろしいでしょうか。委員からボランティアに対して県からお金をというようなことがありました。ボランティアも回数を重ねたら大変お金がかかります。ただし、私はボランティア論を専門科目としておりますので、一言申し上げますが、ボランティアに対する報酬を県が支出するということは法的に多分できないと思うので、ひとつ提案ですが「ゆいの会」が非営利団体NPOを立ち上げて、活動に対する助成であれば行政もお金を出せるのではないのでしょうか。私は専門ですから、そのように申し上げたいと思います。それも、検討していただいて、事業を法人に委託するという形でする方が、県民にも理解されやすいのではないかと、特定のボランティアに行政が支出するということになると、ちょっと問題が起こるような気がいたしますので、法人を作っていただいて、また、作り方を伝授することはないとは思いますが、そのような形で、どこも納得いく形での取り組みをするというのがいい形ではないかと思います。時代と共にニーズというものは当然変わっていきます。その成長と同じようにニーズがあり、そしてそれがwantsになってhopeに繋がると、そういうことでありますから、決して今までなさったことが、若干無駄なように思えるかもしれませんが、「何も無駄なことはない。すべて人々が一生懸命取り組んできたことは、絶対に無駄はない。」と私は思っております。本当に支援員の皆様のご活動が支えてきてくださったんだと思います。一つ役を終えて、次のステップに行っていただければいいのではないかと思います。このようなまとめになりましたが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。以上をもちまして本日予定された議題は終わりました。

(4) その他

(会長)

この他何かございますでしょうか。何もなければ、議事を終了させていただきます。

(委員)

会長が以前、提案してくださって、『入所者』という呼称について、今日は一応こういう形になりましたけれど、非常に貴重なというか、視点で投げかけて下さって、前回

も帰りにもう早速、車の中で何かいい名前がないかというような話もあったわけですが、やはりこのこと自体、今回はこういう結論としても、もう少し継続的に、ぜひ議論していきたいという思いがありますので、これで終わったことにならないようにしていただければ有り難いと思います。

(会長)

ありがとうございました。今後の日程について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

次回の開催予定でございますが今年度末、来年の3月頃を予定しております。今年度事業の実績の取りまとめや来年度の事業計画につきまして、ご説明をさせていただきたいと考えております。具体的な日程につきましては、改めてご案内させていただiki、調整をさせていただけたらと考えておりますので、よろしく申し上げます。

3. 閉会

(会長)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして平成23年度第1回岡山県ハンセン病問題対策協議会の議事を終了いたします。皆さまご協力ありがとうございました。

以上